

新	旧
第1条 用語の定義 特記仕様書に使用する用語の定義は、仕様書における定義のほか、次の各項に定めるところによる。 1 「保安林指定対象土地」とは、設計図書において保安林指定するものとされた土地であり、地番により表示される。ただし、設計図書において「1筆の一部のみ」を保安林指定することとされた土地については、当該「一部」を含む土地が「保安林指定対象土地」であるものとする。 2 「保安林指定対象区域」とは、設計図書において保安林指定するものとされた場所であり、図面上の領域として表示される。 3 「保安林指定対象区域図」とは、「保安林指定対象区域」を表示した図である。 4 「公図等転写連続図」とは公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）及びその他の土地同士の位置関係を示す資料について、複数の資料又はその電子的な写しを貼り合わせ、図面をまたがる土地同士の隣接関係の見取り図としたものである。	<u>（新設）</u>
第2条 保安林指定予備調査 1 業務目的 保安林指定予備調査業務は、登記関係資料、保安林指定対象区域図、	<u>（新設）</u>

新	旧
治山事業関係資料その他の貸与資料により、保安林指定対象土地の権利関係及び他の土地との隣接関係、治山事業に対する保安林指定対象区域の妥当性及び登記情報と保安林指定対象区域図の整合性を確認するものである。これにより、保安林指定調書及び保安林指定調査地図に記入すべき次の各号の内容を明らかにする。 - 保安林指定対象土地に隣接する土地（字界、大字界、市町村界をまたいで隣接する土地及び筆界が交差する場合における「斜向かい」の土地を含む。「青線」又は「赤線」はそれ自体が隣接する土地であるものとする。） - 保安林指定対象土地及びその隣接する土地の地目 - 保安林指定対象土地の登記上の所有権者の登記上の氏名又は名称及び住所 - 保安林指定対象土地に登記された所有権以外の権利とその権利者の登記上の氏名又は名称及び住所 - 保安林指定対象土地の登記上の各種権利者の氏名又は名称及び住所が、保安林指定同意書の名義人のものと同一であるか否か。 - その他保安林指定調書又は保安林指定調査地図に記入する要素であって、貸与資料より読み取り可能な事項。 2 業務内容 （1）土地隣接関係の整理 受注者は、発注者から貸与された登記情報及び公図の接続関係に係る参考資料により、保安林指定対象土地と他の土地との隣接関係を	

新	旧
整理し、公図等転写連続図を作成する。ただし、発注者から貸与された資料の中に公図等転写連続図がある場合、その資料と公図、字配置図その他の土地の位置関係を示す資料との整合性を確認する。 （２）保安林指定対象土地及びその隣接土地に係る登記情報の整理 受注者は、発注者から貸与された登記情報により、保安林指定対象土地について、字、地番、地目、土地所有者及びその他の登記された権利の種類とその権利者を整理する。また、保安林指定対象土地の隣接地について、地番及び地目を整理する。 （３）保安林指定同意者に係る未登記の事項の有無の確認 受注者は、発注者から貸与された資料のうち、ある土地にかかる保安林指定同意書の名義人と、同土地の登記上の所有者等の氏名、名称又は住所が異なっていないかを確認する。 （４）保安林指定対象区域の妥当性確認 受注者は、発注者から貸与された保安林指定対象区域図と治山事業関係資料により、保安林指定対象区域の妥当性を検討する。これは、計画又は実施された治山事業に対し、保安林指定対象区域が過不足無く設定されているかを検討するものである。 （５）保安林指定対象区域図と公図等転写連続図の整合性確認 受注者は、（１）で作成した又は発注者から貸与された保安林指定対象土地周辺の公図等転写連続図と保安林指定対象区域図とを対照し、保安林指定対象区域ないしは公図等転写連続図の妥当性を検討する。これは、保安林指定対象区域の位置及び形状が公図等転写連	

新	旧
続図における当該土地の表示のされ方とかけ離れたものでないかを確認することで、保安林指定対象区域図が1筆を単位とする指定区域図として妥当なものとなっているか（保安林指定対象区域の形状を保ったまま地番情報を伴う保安林指定調査地図を作成可能か）を検討するものである。 （6）その他保安林指定調書の記載事項に関する調査 受注者は、発注者から貸与された資料により、保安林指定調書及びその付属図面に記入すべき情報を整理する。 （7）以上にかかる資料の不足又は疑問点の共有 受注者は、以上の作業に関して発注者から貸与された資料ないしは設計図書に不足、訂正を要する箇所又は疑問点があるときは、適宜の方法により発注者に連絡する。 3 成果品 保安林指定予備調査業務の成果品は、公図等転写連続図及び発注者から貸与された資料等の確認結果報告書であるが、当該保安林指定対象土地について第4条に定める保安林指定調書作成業務を実施した場合及び発注者が認める場合は、これらの成果品は提出を要しないものとする。 第3条 保安林指定現地調査 1 業務目的	<u>（新設）</u>

新	旧
保安林指定現地調査業務は、保安林指定予定区域の現地に赴き、保安林指定予定区域における次の各号の内容を明らかにするとともに、それを示す資料としての現地写真の撮影をするものである。これにより、保安林指定申請書及びその添付図面に記載する内容を定めるとともに、同申請書に添付する林内写真及び森林概況写真を整える。 1. 現在及び将来の林況（樹種、混合歩合、疎密度、下層植生ほか） 2. 治山事業施工後における無立木地の位置と面積 3. 地形、地質のうち特に記述を要するもの 4. 保安林の保全対象（本号については写真撮影を要しない） 5. 筆界の参考位置（他の理由により写真を撮影することとした場所に限る） 2 業務内容 （1）現地踏査 受注者は、保安林指定予備調査の結果及び発注者から貸与された資料を踏まえて、保安林指定予定区域の現地に赴き、現在の林況、地形、地質、保安林の保全対象との位置関係を明らかにする。また、必要な限りで関係者への聞き取りを実施して、将来の林況及び現地における筆界の参考位置を明らかにする。 なお、無立木地については面積を明らかにする必要があるが、これは図上に想定位置を描画して行う図上測量によることとし、現	

新	旧
地測量を要しない。 （２）写真撮影 受注者は、現地踏査で把握した情報のうち、保安林指定調書及び保安林指定調査地図の記載に反映すべきもの（現地条件に応じて設定する指定施業要件を含む）については、現地状況を分かりやすく示す写真を撮影する。 ただし、保安林指定対象区域の全景を示す写真については、現地に適当な撮影地点がなく、UAV 等による撮影も困難な事情がある場合には、県が適切な利用権限を有する航空写真等の取得・選定により撮影に替えることができる。 なお、保安林指定対象土地が複数ある場合、１筆に１枚程度は写真を撮影するものとするが、現地状況が複数筆にまたがって均質である場合、それらの土地に係る写真は代表となる１筆分でさし支えない。 （３）以上にかかる資料の不足又は疑問点の共有 受注者は、以上の作業に関して貸与資料ないしは設計図書に不足、訂正を要する箇所又は疑問点があるときは、適宜の方法により発注者に連絡する。 また、保安林指定現地調査業務の成果を踏まえ、保安林指定予備調査の結果を修正する必要がある場合には修正をし、その内容が設計図書又は貸与資料の修正を伴うものであるときは、適宜の方法	

新	旧
により発注者に連絡する。 3 成果品 保安林指定現地調査の成果品は、現地踏査結果報告書及び現地写真であるが、当該保安林指定対象土地について第4条に定める保安林指定調書作成業務を実施した場合及び発注者が認める場合は、これらの成果品は提出を要しないものとする。 第4条 保安林指定調書作成 1 業務目的 保安林指定及び保安施設地区指定調書作成業務は、「保安林指定予備調査」及び「保安林指定現地調査」の結果を、保安林指定調書及びその添付図面にまとめることを目的とする。 2 業務内容 （1）保安林指定調書に係るシステム入力 受注者は、保安林情報総合管理システムを用い、「保安林指定予備調査」及び「保安林指定現地調査」の結果を入力する。入力に用いる端末については、打合せで協議したものを用いるものとする。このほか、入力方法に関して不明な点がある場合、適宜の方法により発注者に連絡する。	<u>（新設）</u>

新	旧
（２）保安林指定区域図のシェープファイル化 受注者は、貸与資料としての保安林指定区域図がシェープファイル又はこれに類する形式でない場合、もしくは貸与に資料に修正を要することについて受発注者で確認された部分がある場合、内容に必要な修正を施したうえで、保安林指定区域図をシェープファイル化する。 ただし、保安林指定対象土地が地籍調査実施済みもしくはそれに準ずる状態であり、地籍調査の成果もしくはそれに準ずる地理空間情報が利用可能である場合、可能な限りその複製により作業をすることとし、これにより難しいときは、適宜の方法により発注者に連絡する。 シェープファイルの属性データには、委託業務設計図書における委託箇所一覧表の「番号」と「地区名」を含める。また、箇所毎にいち地物とし、箇所内の筆界により別の地物としない。飛び地についてもまとめて一つの地物とする。 （３）保安林位置図の作成 受注者は、要指定保安林の箇所毎に、その位置・形状を示す図面を作成する。凡例その他の表示方法については、「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」の定めのほか、発注者の指示によるものとする。 保安林位置図に表示する保安林の位置・形状は、「保安林指定区域図	

新	旧
のシェープファイル化」により作成したファイル又は元々シェープファイルに類する形式だった保安林区域図を用いることとする。 （４）保安林指定調査地図の作成 受注者は、要指定保安林の箇所毎に、周辺の筆界及び指定施業要件等を示す図面を作成する。凡例その他の表示方法については、「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」の定めのほか、発注者の指示によるものとする。 保安林指定調査地図に表示する保安林の形状は、「保安林指定区域図のシェープファイル化」により作成したファイル又は元々シェープファイルに類する形式だった保安林区域図を用いることとする。 （５）保安林指定調書に添付する写真の作成 受注者は、第３条に定める保安林指定現地調査で撮影した写真等を、発注者の指示に従った形式に整える。 （６）写真撮影位置図及び無立木地分布図の作成 受注者は、要指定保安林の箇所毎に、保安林指定調査地図を基礎として、（５）の個別の写真の撮影位置と撮影方向を示した図面と、保安林指定現地調査で確認した「治山事業施行後において無立木地となる部分」を示した図面を作成する。無立木地については、図上測量により面積を計算し、0.0001ha 単位で図中に表示する。	

新	旧
3 成果品 （1）成果品の内容 保安林指定調書作成業務の成果品は、次の各号に掲げるものとする。 1. 保安林指定調書（システム） 保安林情報総合管理システムに入力されたデータである。 2. 保安林指定調書（出力物） 「1.」のデータを同システムの機能により出力したものである。なお、システムの仕様に基づく不自然な出力結果については、修正を要しない。 3. 保安林位置図 4. 保安林指定調査地図 5. 保安林指定調書に添付する写真 6. 写真撮影位置図 7. 無立木地分布図 8. 保安林指定対象土地に係る市町村長の保安林指定同意書 貸与資料の写し。以下同様。 9. 保安林指定対象土地に係る全部事項証明書 10. 保安林指定対象土地に係る土地所有者その他権利者の保安林指定同意書 11. 保安林指定対象土地のうち地目が「田」、「畑」であるものの非農地証明書	

新	旧
1 2. 保安林指定対象土地の隣接地における登記事項要約書 (2) 成果品の提出方法 「(1)」の「2.」から「1 2.」については、紙媒体で1部提出するとともに、電子データとしても提出すること。電子データについては、貸与資料の写しを除き編集可能な形式とすること。 また、受注者は、成果品一式について納品前に発注者の確認を受け、発注者の指示に基づく修正を施したうえで納品すること。納品前確認の時期、方法等については受発注者の協議により定める。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	第1条 入力 1 保安林指定調書入力については、治山林道課内保安林台帳管理システムで入力を行う。 第2条 管理技術者 管理技術者は本業務の技術上の管理を行うに必要な能力を有し、かつ次のいずれかの要件を満たす者であること。 1 測量法（昭和24年法律第188号）第49条により登録された測量士 2 外注に係る設計業務等に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者。 (1) (社)日本森林技術協会が行う林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある

新	旧
<u>（削除）</u>	者。 （２）学校教育法による大学卒業者にあつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が１３年以上ある者。 （３）学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が１７年以上ある者。 （４）学校教育法による高等学校卒業者であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が２０年以上ある者。 第３条 業務実績情報システムへの登録 １ 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が１００万円（消費税込み）以上の業務について、業務実績情報サービス（テクリス）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受け、下記（１）～（４）により登録機関に登録申請しなければならない。 （１）受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１５日以内 （２）登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き１５日以内 （３）完了時は完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１５日以内 （４）訂正時は適宜 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた場合は、

新	旧
<u>第5条</u> 打合わせ 1 打合わせは、業務着手時、中間、成果品納入時の計3回とし、業務着手時及び成果品納入時には原則として、管理技術者が立ち会うものとする。 <u>第6条</u> 個人情報の保護について 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。 <u>(削除)</u> なお、個人情報等取扱特記事項に基づく各種報告書等については、業務計画書に添付すること。 参考) 個人情報保護制度に関するアドレス： https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html 別記 個人情報等取扱特記事項 (基本的事項)	その写しを 直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日 間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 <u>第4条</u> 打合わせ 1 打合わせは、業務着手時、中間、成果品納入時の計3回とし、業務着手時及び成果品納入時には原則として、管理技術者が立ち会うものとする。 <u>第5条</u> 個人情報の保護について 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱う場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。 <u>個人情報等の取り扱いの有無については、着手前に受発注者間で協議すること。</u> なお、個人情報等取扱特記事項に基づく各種報告書等については、業務計画書に添付すること。 参考) 個人情報保護制度に関するアドレス： https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html 別記 個人情報等取扱特記事項 (基本的事項)

新	旧
第1 受注者は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。 （責任体制の整備） 第2 受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。 （責任者等の報告） 第3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。 2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。 3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。 （作業場所等の特定） 第4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ発注者に届	第1 受注者は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。 （責任体制の整備） 第2 受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。 （責任者等の報告） 第3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。 2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。 3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。 （作業場所等の特定） 第4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ発注者に届

新	旧
け出なければならない。 3 受注者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。 4 受注者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。 （従事者に対する教育） 第5 受注者は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。 （秘密の保持） 第6 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 （再委託の禁止） 第7 受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。	け出なければならない。 3 受注者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。 4 受注者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。 （従事者に対する教育） 第5 受注者は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。 （秘密の保持） 第6 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 （再委託の禁止） 第7 受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。

新	旧
）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。 （１）再委託を行う業務の内容 （２）再委託の期間 （３）再委託の相手方 （４）再委託が必要である理由 （５）再委託で取り扱う個人情報等 （６）再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容 （７）前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約 （８）再委託の相手方の監督方法 （９）その他発注者が必要があると認める事項 ２ 受注者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。 （１）再委託先 （２）再委託をする業務の内容 （３）再委託の期間 （４）再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。） （５）再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法	）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。 （１）再委託を行う業務の内容 （２）再委託の期間 （３）再委託の相手方 （４）再委託が必要である理由 （５）再委託で取り扱う個人情報等 （６）再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容 （７）前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約 （８）再委託の相手方の監督方法 （９）その他発注者が必要があると認める事項 ２ 受注者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。 （１）再委託先 （２）再委託をする業務の内容 （３）再委託の期間 （４）再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。） （５）再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法

新	旧
（６）その他発注者が必要があると認める事項 ３ 受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。 ４ 受注者は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。 ５ 受注者は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。 （派遣労働者の利用時の措置） 第８ 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。 ２ 受注者は、発注者に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。 （収集及び保管の制限） 第９ 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確	（６）その他発注者が必要があると認める事項 ３ 受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。 ４ 受注者は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。 ５ 受注者は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。 （派遣労働者の利用時の措置） 第８ 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。 ２ 受注者は、発注者に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。 （収集及び保管の制限） 第９ 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確

新	旧
にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。 （目的外利用及び提供の禁止） 第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 2 受注者は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて発注者が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 （提供の求めの制限） 第11 受注者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めている。 （複写、複製及び作成の禁止） 第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約によ	にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。 （目的外利用及び提供の禁止） 第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 2 受注者は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて発注者が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 （提供の求めの制限） 第11 受注者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めている。 （複写、複製及び作成の禁止） 第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約によ

新	旧
る業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 2 受注者は、個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。 （個人情報等の適正管理） 第13 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。 （2）特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。 （3）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。 （4）発注者の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。 （5）個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。 （6）個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記	る業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 2 受注者は、個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。 （個人情報等の適正管理） 第13 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。 （2）特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。 （3）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。 （4）発注者の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。 （5）個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。 （6）個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記

新	旧
録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。 （７）作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。 （８）個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。 （９）インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、<u>発注者</u>が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。 （１０）前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。 （外的環境の把握） 第１４ 受注者は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 （資料等の返還等）	録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。 （７）作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。 （８）個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。 （９）インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、<u>委託者</u>が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。 （１０）前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。 （外的環境の把握） 第１４ 受注者は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 （資料等の返還等）

新	旧
第15 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。 2 受注者は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。 （報告義務） 第16 発注者は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、受注者に報告を求めることができる。 （検査及び調査） 第17 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。 2 発注者は、前項の目的を達成するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。 3 発注者は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の	第15 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。 2 受注者は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。 （報告義務） 第16 発注者は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、受注者に報告を求めることができる。 （検査及び調査） 第17 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。 2 発注者は、前項の目的を達成するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。 3 発注者は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の

新	旧
取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者に対して調査を行うことができる。 4 発注者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。 （事故報告） 第18 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。 2 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。 3 発注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。 （契約解除） 第19 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場	取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者に対して調査を行うことができる。 4 発注者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。 （事故報告） 第18 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。 2 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。 3 発注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。 （契約解除） 第19 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場

新	旧
合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。 （履行義務違反に伴う指名停止措置） 第20 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、発注者は受注者又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。 （損害賠償） 第21 受注者は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより<u>発注者</u>又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。 <u>第7条 品質評価</u> <u>発注者が必要と認める場合、</u>本業務の施行に当たっては、高知県制定「品質管理ガイドライン」を適用する。<u>その場合、発注者は受注者に対し、初回又は中間打合せにおいてその旨通知する。</u> <u>第8条</u> 指定箇所の追加 委託期間中に災害が発生し新たに保安林指定の必要が生じた場合は、<u>協議のうえ、</u>指定箇所の追加を行うものとする。	合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。 （履行義務違反に伴う指名停止措置） 第20 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、発注者は受注者又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。 （損害賠償） 第21 受注者は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより<u>委託者</u>又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。 <u>第6条 適用</u> <u>（追加）</u>本業務の施行に当たっては、高知県制定「品質管理ガイドライン」を適用する。<u>（追加）</u> <u>第7条</u> 指定箇所の追加 委託期間中に災害が発生し新たに保安林指定の必要が生じた場合は、<u>（追加）</u>指定箇所の追加を行うものとする。

新	旧
<u>第9条</u> 歩掛調査 <u>受注者は、発注者</u>が行う歩掛調査に協力すること。 <u>(削除)</u>	<u>第8条</u> 歩掛調査 <u>(追加) 治山林道課</u>が行う歩掛調査に協力すること。 第9条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る措置 1 本業務において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合 は、調査職員と協議の上、必要と認められる費用については、変更契約できるものとする。 なお、実施にあたっては、業務計画書に実施内容および実施期間を明記するとともに、履行状況について、写真等により調査職員に報告すること。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、履行期限の延長が必要な場合には、調査職員と必要期間を協議し、変更できるものとする。 2 上記1により変更契約した金額が、他の契約（県以外も含む）と重複した金額であってはならない。なお、変更契約後に他の契約（県以外も含む）との重複が判明した場合は、減額変更または返納を求める場合がある。

R7 年度 保安林指定調査委託業務（保安林指定） 特記仕様書改正 新旧対照表（新設条の下線・着色は省略）

新	旧
第 1 0 条 その他 1 その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。	第 1 0 条 その他 1 その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。